

第 2 章 手続編

2-1 手続の一覧	27
2-1-1 事前相談	28
2-1-2 許可(変更許可)申請【法第 12 条、第 16 条、30 条、第 35 条】	28
2-1-3 届出(変更届出)【法第 27 条、第 28 条】	29
2-1-4 その他の届出【法第 21 条】	30
2-1-5 軽微な変更【法第 16 条2項、第 35 条 2 項】	30
2-1-6 標識の掲示【法第 49 条】	31
2-1-7 工事の着手届	32
2-1-8 定期報告【法第 19 条、第38条】	33
2-1-9 中間検査【法第 18 条、第37 条】	34
2-1-10 完了検査等【法第 17 条、第36 条】	35
2-1-11 工事の廃止・一時中止【細則第 7 条】	36
2-1-12 地位の承継	36
2-1-13 適合証明	36
2-1-14 国又は県、指定都市、中核市が行う工事の手続き【法第 15 条第1項、第 34 条第1項】	37
2-2 許可又は届出に必要な書類等	38
2-3 窓口及び書類提出先	44
2-4 標準処理期間	46
2-5 申請手数料	47
2-6 代理申請を行う場合	48
2-7 許可・届出情報の公表	48

2-1 手続きの一覧

福岡県における盛土規制法の手続きは以下のとおりです。

表2-1 手続き一覧

時期	事項	内容	手続き 時期	対象 ※略表記:法第12条第1項→12①							提出先	参照
				許可 12①	協議(国等) 15①	みなし許可 15②	特盛届出 27	既存工事 21①	擁壁等 21③	土地転用 21④		
				30①	34①	34②		40①	40③	40④		
工事 着手前	許可	盛土又は切土、土石の堆積を行う場合の許可申請	工事着手前	●							市町村	2-1-2
	協議	国等が行う場合の協議	工事着手前		●						県	
	届出	特盛区域での盛土又は切土、土石の堆積を行う場合の届出	工事着手 30日前まで				●				県	2-1-3
着手時	標識掲示	見やすい場所に標識を掲示	工事着手前	●	●	●	●				(着手届に 写真添付)	2-1-6
工事 着手後	着手届	工事着手した場合の届出	着手後速やかに	●	●	●	●				市町村	2-1-7
	変更手 続き	変更許可 許可に係る計画を変更しようとする場合の許可申請	変更に係る 工事の着手 前	●							市町村	2-1-2
		軽微な 変更 名称変更等の軽微な変更届出	軽微な変更 をしたとき	●							市町村	2-1-5
		変更協議 協議に係る計画を変更しようとする場合の協議	変更に係る 工事の着手 前		●						県	2-1-2
		届出の 変更 届出に係る計画を変更しようとする場合の変更届出	変更に係る 工事の着手 前				●	●			県	2-1-3
	中間検査	法第12条・30条許可を受けた場合、隠ぺい部分に排水施設を設置する工事を終えたときの検査申請	特定工程に係る工事を 終えた日から4日以内	●	●	●					県	2-1-9
	定期報告	法第12条・30条許可を受けた場合、3か月ごとに状況の報告	許可を受けた日から3 か月ごとの月末まで	●	●	●					県	2-1-8
	工事の廃止・一時中止届	許可・届出に係る計画を廃止、休止する場合の届出	速やかに	●	●						県	2-1-11
工事 完了後	完了検査申請	宅地造成又は特定盛土等の許可に係る工事を完了したときの検査申請	工事が完了した日から 4日以内	●	●						市町村	2-1-10
	確認申請	土石の堆積の許可に係る工事を完了したときの確認申請	土石の堆積の除却が完了した日から 4日以内	●	●						市町村	2-1-10
その他の 手続き	既存工事の届出	規制区域指定日以降も継続している工事の届出	令和7年10月22日まで					●			県	5-1
	擁壁等に関する工事の届出	擁壁等を除却する工事の届出	工事着手する日の14 日前まで						●		県	2-1-4
	公共施設用地の転用の届出	公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合の届出	転用した日から14日以内							●	県	2-1-4

2-1-1 事前相談

事前相談は許可申請や届出において必須ではありませんが、手続きを円滑に進めていただくため、手続きの可否や手続き内容について、県庁の窓口での事前相談を受け付けます。

(相談方法)

原則としてオンラインで対応します。相談方法は福岡県のホームページで盛土規制法と検索してください。

窓口での相談も受け付けますが、混雑が予想されるため、事前に電話で予約をお願いします。

※予約されている方を優先しますので、予約されない場合は長時間お待ちいただく可能性があります。

(相談窓口) 福岡県建築都市部 開発・盛土指導課 盛土規制係(県庁 7 階)

(電話番号) 092-643-3762

(提出資料) 説明に必要な資料(図面・写真等)

2-1-2 許可(変更許可)申請【法第 12 条、第 16 条、第 30 条、第 35 条】

規制区域内において行う盛土又は切土や土石の堆積に関する工事で一定規模を超えるものは、当該工事に着手する前に、あらかじめ県知事の許可を受ける必要があります。

許可(変更許可)申請は、所定の様式に必要な書類等を添付したものを提出することにより行います。

許可申請手続きの流れについては、図2-1をご確認ください。

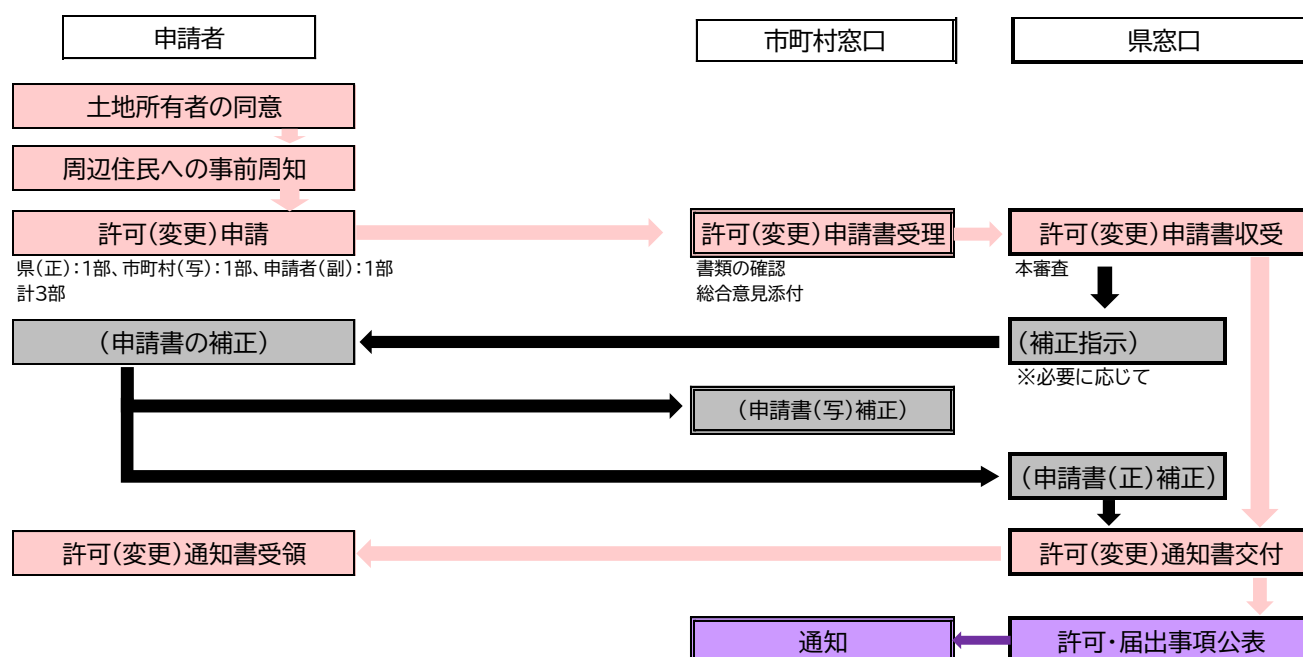


図 2-1 許可申請手続きの流れ

(提出書類)

盛土又は切土の場合:【細則様式第3号 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書】

土石の堆積の場合:【細則様式第4号 土石の堆積に関する工事の許可申請書】

添付書類:【手引き第2章 手続き編 2-2 許可又は届出に必要な書類等】を参照

(提出先)

申請書の提出先は工事等を行う場所を【管轄する市町村の窓口】になります。

各市町村の提出先は、【手引き第2章 手続き編 2-3 窓口及び書類提出先】をご覧ください。

※申請においては手数料が掛かります。

手数料については、【手引き第2章 手続き編 2-5 申請手数料】をご参照ください。

(変更許可について)

工事の工事主は、当該許可に係る工事の計画を変更しようとする場合、軽微な変更を除き、変更許可を受ける必要があります。

工事の計画を変更する場合には、工事の変更許可申請書とともに、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類を添付して、提出してください。

(提出書類)

盛土又は切土の場合：【細則様式第5号 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書】

土石の堆積の場合：【細則様式第6号 土石の堆積に関する工事の変更許可申請書】

添付書類：【手引き第2章 手続き編 2-2 許可又は届出に必要な書類等】を参照

(提出先)

申請書の提出先は工事等を行う場所を【管轄する市町村の窓口】になります。

各市町村の提出先は、【手引き第2章 手続き編 2-3 窓口及び書類提出先】をご覧ください。

※申請においては手数料が掛かります。

手数料については、【手引き第2章 手続き編 2-5 申請手数料】をご参照ください。

(許可又は不許可の通知)【法第 14 条、第 33 条】

盛土規制法に基づく許可が必要な工事は、許可証が交付されるまで工事に着手することはできません。

審査の結果、許可申請の内容が法で定める基準に適合しているときは、許可証を交付します。

許可に当たり、災害防止のために必要な条件を付ける場合がありますので、当該条件を遵守して工事を行ってください。

不許可の場合は、その理由を明示した上で書面による通知を行います。

2-1-3 届出(変更届出)【法第 27 条、第 28 条】

特盛区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で、許可手続きが不要なもののうち一定規模を超えるものは、当該工事に着手する 30 日前までに届出が必要です。

届出(変更届出)は、所定の様式に必要な書類等を添付したものを県の窓口へ提出してください。



図 2-2 届出の流れ

(届出の変更)

届出の内容を変更しようとする場合は、変更の届出を提出してください。

なお、変更により許可対象規模に該当することになる場合は、変更に係る工事に着手する前に、前項 2-1-2 の許可申請が必要となりますので、ご注意ください。

(提出書類)

盛土又は切土の場合：【省令様式第十九 特定盛土等に関する工事の届出書】

盛土又は切土の変更の場合：【省令様式第二十一 特定盛土等に関する工事の変更届出書】

土石の堆積の場合：【省令様式第二十 土石の堆積に関する工事の届出書】

土石の堆積の変更の場合：【省令様式第二十二 土石の堆積に関する工事の変更届出書】

添付書類：【手引き第2章 手続き編 2-2 許可又は届出に必要な書類等】

(提出先)

届出書の提出先は【県の開発・盛土指導課 盛土規制係】になります。

※この届出は「ふくおか電子申請サービス」を利用してオンライン手続きが可能です。(令和7年10月開始)

2-1-4 その他の届出【法第21条、第40条】

前項の特盛区域における届出以外に、表2-2に示す届出が規定されています。規制区域の種類を問わず、対象となる工事を行う場合に届出が必要です。遅滞なく提出するようお願いします。

規制区域指定の際に行っている工事については、【手引き第4章 その他 4-1 規制区域指定の際に行っている工事に関する届出】に詳しく記載していますので、そちらをご参照ください。

表2-2 その他の届出

対象となる工事等	要件	届出期限
規制区域指定の際に行っている工事	許可又は届出を要する規模を超えるもの	区域指定があった日から21日以内
擁壁等の除去工事	擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2mを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部を除却する工事	当該工事に着手する日の14日前まで
公共施設用地の転用	公共施設用地を宅地又は農地に転用したとき	転用した日から14日以内



図 2-3 その他の届出の流れ

(提出書類)

○規制区域指定の際に行っている工事

盛土又は切土の場合：【省令様式第十五 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書】

盛土又は切土の変更の場合：【細則様式第16号 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更届出書】

土石の堆積の場合：【省令様式第十六 土石の堆積に関する工事の届出書】

土石の堆積の変更の場合：【細則様式第17号 土石の堆積に関する工事の変更届出書】

○土石の堆積の場合：【省令様式第十七 擁壁等に関する工事の届出書】

○公共施設用地の転用：【省令様式第十八 公共施設用地の転用の届出書】

(提出先)

届出書の提出先は【県の開発・盛土指導課 盛土規制係】になります。

※この届出は「ふくおか電子申請サービス」を利用してオンライン手続きが可能です。(令和7年10月開始)

2-1-5 軽微な変更【法第16条2項、第35条2項】

許可を受けた場合で、当該許可を受けた宅地造成等に関する工事について、軽微な変更をしたときは、遅滞なく、届出を行ってください。軽微な変更該当する行為は、次のとおりです。

①工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

※相続人その他の一般承継人が、当該許可に基づく地位を継承する場合は、該当します。

②工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

※土石の堆積に関する工事については、工事予定期間を短縮するものに限りです。

※開発許可による「みなし許可」の場合で、軽微な変更届出(都市計画法第35条3項)は、盛土規制法第16条1項・第35条第1項に基づく変更の許可、同条2項の届出又は法第28条第1項の届出とみなされますので、改めて法の手続きを行う必要はありません

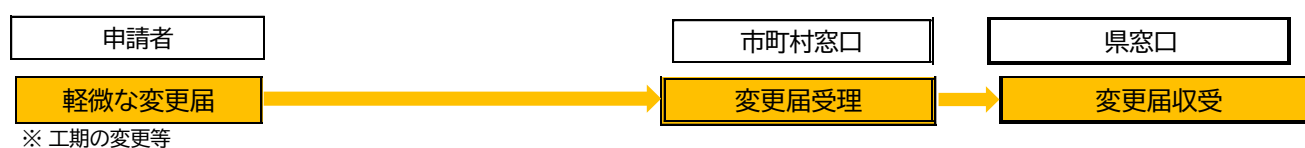


図 2-4 軽微な変更の流れ

(提出書類)

【細則様式第7号 工事の軽微な変更届出書】

(提出先)

届出書の提出先は【管轄する市町村の窓口】になります。

各市町村の提出先は、【手引き第2章 手続き編 2-3 窓口及び書類提出先】をご覧ください。

2-1-6 標識の掲示【法第 49 条】

許可を受けた工事主又は届出(特定盛土等規制区域における届出(法第 27 条))をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、標識を掲げてください。

なお、国・県における協議(盛土規制法第 15 条第 1 項、第 34 条第 1 項)や 都市計画法に基づく開発許可によるみなし許可(盛土規制法第 15 条 第 2 項、第 34 条第 2 項)においても、標識の掲出が必要です。この場合において、記載する事項は、図 2-1-6 のとおりです。

- ・国・県における協議の場合は、「許可年月日・許可番号」は協議成立の番号等を、「県の担当部局名称及び連絡先」は県開発・盛土指導課を記載してください。
- ・開発許可によるみなし許可の場合は、「許可年月日・許可番号」は開発許可の番号等を、「県の担当部局名称及び連絡先」は 県開発・盛土指導課を記載してください。

(様式)

盛土又は切土の場合：【省令様式第二十三 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識】

土石の堆積の場合：【省令様式第二十四 土石の堆積に関する工事の標識】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識			
90センチメートル以上			
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 特定盛土等に関する工事の届出			済標識
1	工事主の住所氏名		見取図
2	許可番号	第 号	
3	許可又は届出年月日	年 月 日	
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	盛土又は切土の高さ	メートル	
7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル	
8	盛土又は切土の土量	盛土 立方メートル 切土 立方メートル	
9	工事着手予定年月日	年 月 日	
10	工事完了予定年月日	年 月 日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		

70センチメートル以上

50センチメートル以上

【注意】

- 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は 5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2、3、9 及び 10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

土石の堆積に関する工事の標識			
90センチメートル以上			
土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識			見取図
1	工事主の住所氏名		
2	許可番号	第 号	
3	許可又は届出年月日	年 月 日	
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
7	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
8	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
9	工事着手予定年月日	年 月 日	
10	工事完了予定年月日	年 月 日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		

70センチメートル以上

50センチメートル以上

【注意】

- 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は 5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2、3、9 及び 10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

図 2-5 標識のイメージ(宅地造成又は特定盛土等ならびに土石の堆積に関する工事の標識)

2-1-7 工事の着手届【細則第 14 条】

工事の許可を受けた工事主は、その工事に着手したとき、工事着手届に標識の設置状況写真を添えて提出してください。

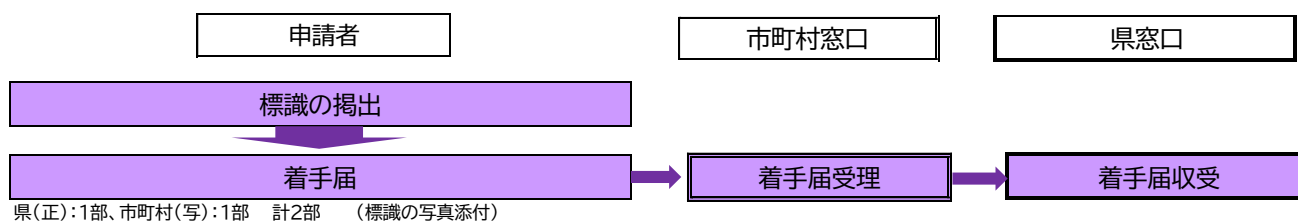


図 2-6 工事着手の流れ

(提出書類)

- ・【細則様式第18号 工事着手届】
- ・標識の設置状況写真

(提出先)

着手届の提出先は【管轄する市町村の窓口】になります。

各市町村の提出先は、【手引き第2章 手続き編 2-3 窓口及び書類提出先】をご覧ください。

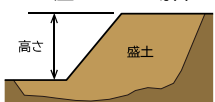
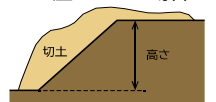
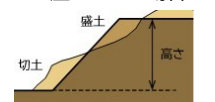
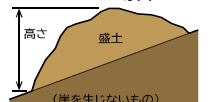
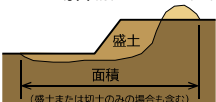
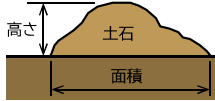
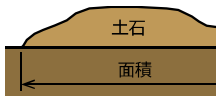
2-1-8 定期報告【法第19条、第38条】

工事の許可を受けた工事主は、3 か月ごとに工事状況を県に報告する必要があります。

国や県等における協議や都市計画法に基づく開発許可によるみなし許可においても、定期報告が必要です。

ただし、定期報告は表2-3に示す規模を超える工事のみが対象となります。この規模を超えない場合は、定期報告は不要です。

表2-3 定期報告が必要な工事の規模

区分	定期報告が必要な工事の規模				
盛土・切土	①盛土で高さが 2 m超 の崖が生じる場合 	②切土で高さが 5 m超 の崖が生じる場合 	③盛土と切土を同時に行い 5 m超 の崖が生じる場合 	④盛土で高さが 5 m超 となる場合 	⑤盛土又は切土をする土地の 面積が 3,000㎡超 となる場合(標高差30cm以下を除く) 
土石の堆積	⑥最大時に堆積する高さが かつ、面積が 5 m超 1,500㎡超 となる場合 		⑦最大時に堆積する面積が 3,000㎡超 となる場合(標高差30cm以下を除く) 		

※崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地(硬岩盤を除く)のこと。



図 2-7 定期報告の流れ

(提出時期)

許可を受けた日又は前の報告を行った日から、3 か月を超えない月の月末までに提出してください。

(提出書類)

盛土又は切土の場合：【細則様式第9号 宅地造成又は特定盛土等に係る工事の定期報告書】

土石の堆積の場合：【細則様式第10号 土石の堆積に係る工事の定期報告書】

・報告の時点における盛土又は切土、土石の堆積をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真

(提出先)

定期報告書の提出先は【県の開発・盛土指導課 盛土規制係】になります。

※定期報告は「ふくおか電子申請サービス」を利用してオンライン手続きが可能です。(令和7年10月開始)

2-1-9 中間検査【法第 18 条、第 37 条】

盛土又は切土に係る許可を受けた工事主は、表 2-1-9 の検査を要する規模に該当し、特定工程(盛土及び切土における暗渠排水等の排水施設を設置する工事)を含む場合は、中間検査を受ける必要があります。

特定工程が完了したときは、完了した日から 4 日以内に中間検査の申請を行ってください。
申請にあたっては、検査を円滑に行うため、事前に県の担当へご連絡いただき日程調整を行ってください。

- ・表2-3に示す特定工程後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。
- ・特定工程が複数時期にわたる場合は、その都度申請を行い、中間検査を受けることができます。
- ・中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて検査を行います。
- ・当該工事に、特定工程が含まれていなければ、中間検査はありません。
- ・国や県等における協議や都市計画法に基づく開発許可によるみなし許可においても、中間検査が必要です。



図 2-8 中間検査の流れ

表 2-4 中間検査定期報告が必要な工事の規模

区分	中間検査対象となる工事の規模				
盛土・切土	①盛土で高さが 2 m超 の崖が生じる場合 	②切土で高さが 5 m超 の崖が生じる場合 	③盛土と切土を同時に行い 5 m超 の崖が生じる場合 	④盛土で高さが 5 m超 となる場合 	⑤盛土又は切土をする土地の 面積が 3,000㎡超 となる場合(標高差30cm以下を除く)
	⑥最大時に堆積する高さが かつ、面積が 5 m超 1,500㎡超 となる場合 		⑦最大時に堆積する面積が 3,000㎡超 となる場合(標高差30cm以下を除く) 		

※崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地(硬岩盤を除く)のこと。

表 2-5 特定工程及び申請時期等

対象	特定工程 (政令第24条1項、第32条2項)	特定工程後の工程に係る工事 (政令第24条2項、第32条3項)	申請時期
盛土又は切土	盛土をする前の地面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程	排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事の工程	特定工程に係る工事を終えた日から4日以内

(提出書類)

【省令様式第十三 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書】

(提出先)

中間検査申請書の提出先は【県の開発・盛土指導課 盛土規制係】になります。

※申請においては手数料が掛かります。

手数料については、【手引き第2章 手続き編 2-5 申請手数料】をご参照ください。

2-1-10 完了検査等【法第 17 条、第 36 条】

当該許可に係る工事が完了したときは、工事が完了した日から 4 日以内に完了検査又は土石の堆積の確認の申請を行ってください。

申請にあたっては、検査等を円滑に行うため、事前に県の担当へご連絡いただき日程調整を行ってください。

- ・完了検査は、許可の内容に適合し、適正に施工されていることを確認します。
- ※検査項目については、別に定める工事の検査項目をご確認ください。
- ・土石の堆積に関する工事については、堆積されていた全ての土石が除却されていることを確認します。

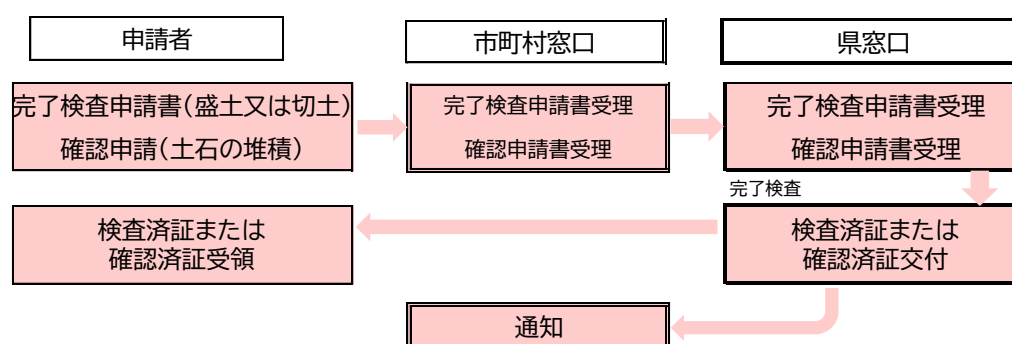


図 2-9 完了検査等の流れ

(提出書類)

盛土又は切土の場合：【省令様式第九 完了検査申請書】

土石の堆積の場合：【省令様式第十一 確認申請書】

(提出先)

提出先は【管轄する市町村の窓口】になります。

各市町村の提出先は、【手引き第2章 手続き編 2-3 窓口及び書類提出先】をご覧ください。

2-1-11 工事の廃止・一時中止【細則第 7 条】

許可又は届出に係る工事を廃止又は一時中止する場合は、すみやかに廃止・一時中止届書を提出してください。

※ 国・県における協議においても、該当する場合は、廃止・一時中止届を提出してください。

※ 事業を廃止又は一時中止する場合は、事前に周囲の安全を確保できる状態とする必要があります。状況について確認を行いますので、事前に県の窓口までご相談をお願いします。



図 2-10 完了時の流れ

(提出書類)

【細則様式第8号 工事の廃止・一時中止届出書】

(提出先)

届出書の提出先は【県の開発・盛土指導課 盛土規制係】になります。

2-1-12 地位の承継

(一般承継)

許可を受けた工事主の相続人等の一般承継人は、被承継人の有していた許可に基づく地位を引き継ぎます。地位を承継したときは、軽微な変更となります。軽微な変更届を速やかに提出してください。

一般承継人に工事を相続する意思のないときは、前項の【工事の廃止・一時中止届出書】を提出してください。この場合にも、一般承継人は工事の廃止に必要な防災上の措置を完了させてください。

(特定承継)

許可を受けた工事主から工事を施行する権利を取得した特定承継人は、一般承継人とは異なり、**改めて工事の許可を受けなければなりません。**

2-1-13 適合証明【省令第 88 条】

宅造区域又は特盛区域内において、建築基準法第 6 条第 1 項等の規定による確認済証の交付を受けようとする場合、又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第 3 条第 1 項の認定を受けようとする場合、その計画が盛土規制法の規定に適合していることを証する書面の添付が必要となる場合があります。

福岡県(北九州市、福岡市、久留米市を除く)において、許可が必要な場合や適合証明(不要証明)を求められる場合を除き、「宅地造成及び特定盛土等規制法に関する自己チェックシート」を「証する書面」として取り扱うこととします。詳細については、以下の県ホームページをご参照ください。

宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合していることを証する書面について(福岡県ホームページ)
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tokuteimorido-syomen.html>

2-1-14 国又は県、指定都市、中核市が行う工事の手続き【法第 15 条第 1 項、第 34 条第 1 項】

国又は県、指定都市、中核市が行う宅地造成等における許可対象工事については、協議が成立することをもって許可があったものとみなされます。許可手続きに替わって、協議を行ってください

許可申請における技術的基準に照らした内容となっているかを協議しますので、「2-1-2 許可(変更)申請」の、許可申請を協議に読み替えて、必要な書類を提出してください。

また、都市計画法第 34 条の 2 に基づき国又は県、指定都市、中核市が行う協議の成立をもって開発許可があったものとみなされる場合も、盛土規制法第 15 条第 2 項又は第 34 条第 1 項によるみなし規定が適用されますので、盛土規制法による許可手続きは不要です。

なお、協議の場合、周辺住民への周知や土地所有者等の同意取得は規定されていませんが、協議者において適切に対応してください。

(提出書類)

「盛土又は切土」 :【細則様式第 11 号 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書】

「土石の堆積」 :【細則様式第 12 号 土石の堆積に関する工事の協議申出書】

添付書類等は、【手引き第 2 章 手続き編 2-2 許可又は届出に必要な書類等】を参考にしてください。

(提出先)

協議書の提出先は【県の開発・盛土指導課 盛土規制係】になります。

※特盛区域内における届出対象工事について

特盛区域内で届出対象となる工事については、「2-1-3 届出(変更届出)」を参照し、届出書を提出してください。

2-2 許可又は届出に必要な書類等

許可又は届出に必要な書類は、以下の表のとおりです。

表 2-6 盛土又は切土の許可申請に必要な書類

	種類	●必須 ○該当時	明記すべき事項	縮尺	備考
1	許可申請書	●	【県細則様式第3号】 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書に記載		【県細則様式第3号】
2	位置図	●	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
3	地形図	●	方位及び土地の境界線	1/2,500以上	【2m】の標高差を示す等高線を示す
4	土地の平面図	●	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500以上	・断面図と照合できる記号を付す ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合はその旨記載 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は申請書と照合できる番号を付す
5	土地の断面図	●	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/500以上	高低差の著しい箇所の断面図とする
6	土量計算書	●	盛土又は切土をする土量計算書		
7	排水施設の平面図	○	【排水施設を設置する場合】 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れる方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500以上	
8	排水施設構造図	○	【排水施設を設置する場合】		
9	流量計算書	○	【排水施設を設置する場合】		
10	崖の断面図	○	【崖を生ずる場合】 崖の高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、盛土又は切土をする前後の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない
11	擁壁の断面図	○	【擁壁を設置する場合】 擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上	
12	擁壁の背面図	○	【擁壁を設置する場合】 擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	
13	崖面崩壊防止施設の断面図	○	【崖面崩壊防止施設を設置する場合】 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	
14	崖面崩壊防止施設の背面図	○	【崖面崩壊防止施設を設置する場合】 崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	水抜穴及び透水層に係る事項は、必要に応じて記載
15	擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	○	【鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合】		
16	盛土の安定計算書	○	【谷埋め型大規模盛土、腹付け型大規模盛土、高さ15m超の盛土を行う場合(福岡県技術基準7ページ参照)】 土質試験等に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書		
17	崖面の安定計算書	○	【崖面を擁壁で覆わない場合】 土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書		
18	土地付近状況写真	●	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真(申請に係る土地を赤枠で囲むこと) 土地の全景、近景、隣接・近接する保全対象等を撮り、その撮影方向を明示すること		

表 2-6 盛土又は切土の許可申請に必要な書類

	種類	●必須 ○該当時	明記すべき事項	縮尺	備考
19	住民への周知報告書	●	【添付書類】 土地の周辺地域の住民に対する説明会の開催や書面配布、掲示等、これらの行為がなされたことがわかる書類		【参考様式】 住民への周知報告書
20	登記関係一覧表	●	申請に係る土地等(自己所有地含む)の登記関係を整理すること		【参考様式】 登記関係一覧表
21	土地所有者等の同意書	●	当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を得ること(印鑑証明書添付)		【参考様式】 権利者の施行同意書
22	土地の登記事項証明書	●	作成後3カ月以内のもの		
23	字図	●	土地の境界を赤線で囲むこと。作成後3カ月以内のもの		
24	求積図	●	土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積		
25	許可を受けようとする者の証明書類	●	【個人の場合】 ① 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもので、氏名及び住所を証する書類 【法人の場合】 ① 登記事項証明書 ② 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもので、氏名及び住所を証する書類		個人番号カードの写しの場合、個人番号を黒塗りする
26	誓約書	●	暴力団等に該当しないことの誓約書		【参考様式】 暴力団等に該当しないことの誓約書
27	資金計画書	●	工事主に当該工事を行うために必要な資力を示す資金計画書		【省令様式第三】 資金計画書
28	工事主の資力及び信用に関する書類	●	①直近の納税証明書 ②残高証明又は融資証明(必要と認める場合) ③事業経歴書(盛土等に関する事業経歴がある場合)		
29	工事施行者の能力に関する書類	●	①登記事項証明書(個人の場合を除く) ②建設業の許可証の写し ③事業経歴書(盛土等に関する事業経歴がある場合)		
30	設計者の資格に関する申告書	○	【高さ5m超の擁壁又は面積1,500㎡超の盛土・切土における排水施設を設置する場合】		【県細則様式第20号】 設計者の資格に関する申告書
31	工程表	●			
32	大臣認定書の写し	○	【大臣認定品を使用する場合】 認定書及び認定時に付された条件等を確認できる書類		
33	その他の図面等	○	【胴込めコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁で、昭和40年6月14日付建設省告示第1485号の規定によるものの場合】 同告示及び施行通知別紙3.(8)に適合していることがわかる書類		
34	他法令等の許可等の写し	○	【申請に際して、他法令等の手続きが必要な場合】		
35	委任状	○	【代理者が申請手続きを行う場合】		

表 2-7 土石の堆積の許可申請に必要な書類

	種類	●必須 ○該当時	明記すべき事項	縮尺	備考
1	許可申請書	●	【県細則様式第4号】 土石の堆積に関する工事の許可申請書に記載		【県細則様式第4号】
2	位置図	●	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
3	地形図	●	方位及び土地の境界線	1/2,500以上	【2m】の標高差を示す等高線を示す
4	土地の平面図	●	方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵等を設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/2,500以上	・断面図と照合できる記号を付す ・空地、雨水等の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置は申請書と照合できる番号を付す
5	土地の断面図	●	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500以上	高低差の著しい箇所の断面図とする
6	排水施設の平面図	○	【排水施設を設置する場合】 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500以上	
7	排水施設構造図	○	【排水施設を設置する場合】		
8	流量計算書	○	【排水施設を設置する場合】		
9	堆積した土石の崩壊を防止するための措置	○	【土石の堆積を行う面(鋼板等を使用したものであって、勾配が1/10以下であるものに限る)を有する堅固な構造物を設置する措置等を行う場合】 堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置の内容が、適切であることを証する書類		
10	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	○	【土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を行う場合】 次の①か②のいずれかの措置の内容が、適切であることを証する書類 ①堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等(土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない)を設置すること ②次に掲げる全ての措置 ・堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等、堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置 ・堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積すること等、堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置		
11	土地付近状況写真	●	土石の堆積をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真(申請に係る土地を赤枠で囲むこと) 土地の全景、近景、隣接・近接する保全対象等を撮り、その撮影方向を明示すること		
12	許可を受けようとする者の証明書類	●	【個人の場合】 ① 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもので、氏名及び住所を証する書類 【法人の場合】 ① 登記事項証明書 ② 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもので、氏名及び住所を証する書類		個人番号カードの写しの場合、個人番号を黒塗りする
13	誓約書	●	暴力団等に該当しないことの誓約書		【参考様式】 暴力団等に該当しないことの誓約書
14	資金計画書	●	工事主に当該工事を行うために必要な資力を示す資金計画書		【省令様式第三】 資金計画書

表 2-7 土石の堆積の許可申請に必要な書類

	種類	●必須 ○該当時	明記すべき事項	縮尺	備考
15	住民への周知報告書	●	【添付書類】 土地の周辺地域の住民に対する説明会の開催や書面配布、掲示等、これらの行為がなされたことがわかる書類		【参考様式】 住民への周知報告書
16	登記関係一覧表	●	申請に係る土地等(自己所有地含む)の登記関係を整理すること		【参考様式】 登記関係一覧表
17	土地所有者等の同意	●	当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を得ること(印鑑証明書添付)		【参考様式】 権利者の施行同意書
18	土地の登記事項証明書	●	作成後3カ月以内のもの		
19	字図	●	土地の境界を赤線で囲むこと。作成後3カ月以内のもの		
20	求積図	●	土地の面積、土石の堆積をする土地の面積		
21	土量計算書	●	土石の堆積をする土量計算書		
22	工事主の資力及び信用に関する書類	●	①直近の納税証明書 ②残高証明又は融資証明(必要と認める場合) ③事業経歴書(盛土等に関する事業経歴がある場合)		
23	工事施行者の能力に関する書類	●	①登記事項証明書(個人の場合を除く) ②建設業の許可証の写し ③事業経歴書(盛土等に関する事業経歴がある場合)		
24	他法令等の許可等の写し	○	【申請に際して、他法令等の手続きが必要な場合】		
25	委任状	○	【代理者が申請手続きを行う場合】		

表 2-8 特盛区域における盛土又は切土の届出に必要な書類

	種類	●必須 ○該当時	明記すべき事項	縮尺	備考
1	届出書	●	【省令様式第十九】 特定盛土等に関する工事の届出書に記載		【省令様式第十九】
2	位置図	●	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
3	地形図	●	方位及び土地の境界線	1/2,500以上	【2m】の標高差を示す等高線を示す
4	土地の平面図	●	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500以上	・断面図と照合できる記号を付す ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合はその旨記載 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は申請書と照合できる番号を付す
5	土地の断面図	●	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/500以上	高低差の著しい箇所の断面図とする
6	排水施設の平面図	○	【排水施設を設置する場合】 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500以上	
7	崖の断面図	○	【崖を生ずる場合】 崖の高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、盛土又は切土をする前後の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない
8	擁壁の断面図	○	【擁壁を設置する場合】 擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上	
9	擁壁の背面図	○	【擁壁を設置する場合】 擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	
10	崖面崩壊防止施設の断面図	○	【崖面崩壊防止施設を設置する場合】 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	
11	崖面崩壊防止施設の背面図	○	【崖面崩壊防止施設を設置する場合】 崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	水抜穴及び透水層に係る事項は、必要に応じて記載
12	土地付近状況写真	●	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真(申請に係る土地を赤枠で囲むこと) 土地の全景、近景、隣接・近接する保全対象等を撮り、その撮影方向を明示すること		
13	土地の登記事項証明書	●	作成後3カ月以内のもの		
14	字図	●	土地の境界を赤線で囲むこと。作成後3カ月以内のもの		
15	求積図	●	土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積		
16	届出者の証明書類	●	【個人の場合】 ① 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもので、氏名及び住所を証する書類 【法人の場合】 ① 登記事項証明書 ② 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもので、氏名及び住所を証する書類		個人番号カードの写しの場合、個人番号を黒塗りする
17	工程表	●			
18	委任状	○	【代理者が申請手続きを行う場合】		

表 2-9 特盛区域における土石の堆積の届出に必要な書類

	種類	●必須 ○該当時	明記すべき事項	縮尺	備考
1	届出書	●	【省令様式第二十】 土石の堆積に関する工事の届出書に記載		【省令様式第二十】
2	位置図	●	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
3	地形図	●	方位及び土地の境界線	1/2,500以上	【2m】の標高差を示す等高線を示す
4	土地の平面図	●	方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵等を設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/2,500以上	・断面図と照合できる記号を付す ・空地、雨水等の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置は申請書と照合できる番号を付す
5	土地の断面図	●	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500以上	高低差の著しい箇所の断面図とする
6	排水施設の平面図	○	【排水施設を設置する場合】 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500以上	
7	土地付近状況写真	●	土石の堆積をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真(申請に係る土地を赤枠で囲むこと) 土地の全景、近景、隣接・近接する保全対象等を撮り、その撮影方向を明示すること		
8	届出者の証明書類	●	【個人の場合】 ① 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもので、氏名及び住所を証する書類 【法人の場合】 ① 登記事項証明書 ② 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもので、氏名及び住所を証する書類		個人番号カードの写しの場合、個人番号を黒塗りする
9	土地の登記事項証明書	●	作成後3カ月以内のもの		
10	字図	●	土地の境界を赤線で囲むこと。作成後3カ月以内のもの		
11	求積図	●	土地の面積、土石の堆積をする土地の面積		
12	委任状	○	【代理者が申請手続きを行う場合】		

2-3 窓口及び書類提出先

許可担当部署は、表 2-10 のとおりです。

※北九州市、福岡市、久留米市の区域は、各市が所管行政庁となります。

表 2-10 担当部署

管轄	担当部署	所在地	電話番号
福岡県内 (北九州市、福岡市、 久留米市を除く地域)	福岡県建築都市部 開発・盛土指導課 盛土規制係	〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 (県庁7階)	092-643-3762

※ 一部手続きについては、市町村にその受付事務の権限を移譲しています。
市町村が窓口となる手続き項目は、【2-1 手続きの一覧】に記載しています。

各市町村の窓口は、表 2-11 のとおりです。

表2-11 各市町村窓口一覧表(50音順)

市町村名	受付窓口	郵便番号	住所	電話番号
赤村	総務課	824-0432	田川郡赤村大字内田1188	0947-62-3000
朝倉市	都市整備課	838-8601	朝倉市菩提寺412-2	0946-22-1115
芦屋町	企画政策課	807-0198	遠賀郡芦屋町幸町2番20号	093-223-3570
飯塚市	都市計画課	820-8501	飯塚市新立岩5番5号	0948-96-8476
糸島市	都市計画課	819-1192	糸島市前原西一丁目1番1号	092-332-2077
糸田町	地域振興課	822-1392	田川郡糸田町1975番地1	0947-26-4025
うきは市	都市整備課	839-1393	うきは市吉井町新治316番地	0943-76-9063
宇美町	都市整備課	811-2192	糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号	092-934-3006
大川市	都市計画課	831-8601	大川市大字酒見256番地1	0944-85-5603
大木町	建設水道課	830-0416	三潴郡大木町大字八町牟田255-1	0944-32-1064
大任町	事業課	824-0512	田川郡大任町大字大行事3067	0947-63-3001
大野城市	都市計画課	816-8510	大野城市曙町二丁目2-1	092-580-1867
大牟田市	都市計画・公園課	836-8666	大牟田市有明町2丁目3番地	0944-41-2782
岡垣町	都市建設課	811-4233	遠賀郡岡垣町野間1丁目1番1号	093-282-1211
小郡市	都市計画課	838-0198	小郡市小郡255-1	0942-73-9118
遠賀町	都市計画課	811-4392	遠賀郡遠賀町大字今古賀513	093-293-1317
春日市	都市計画課	816-8501	福岡県春日市原町3-1-5	092-584-1135
粕屋町	都市計画課	811-2392	糟屋郡粕屋町駕与丁1丁目1番1号	092-938-0208
嘉麻市	土木課	820-0592	嘉麻市岩崎1180番地1	0948-42-7042
川崎町	企画情報課	827-8501	田川郡川崎町大字田原789-2	0947-72-3000
香春町	産業振興課	822-1492	田川郡香春町大字高野994	0947-32-8406
苅田町	都市計画課	800-0392	京都郡苅田町富久町1丁目19-1	093-434-6521
鞍手町	都市整備課	807-1392	鞍手郡鞍手町大字小牧2080番地2	0949-42-2119

表2-11 各市町村窓口一覧表(50音順)

市町村名	受付窓口	郵便番号	住所	電話番号
桂川町	建設事業課	820-0696	嘉穂郡桂川町大字土居424番地1	0948-65-3330
上毛町	住民課	871-0992	築上郡上毛町大字垂水1321番地1	0979-72-3116
古賀市	都市整備課	811-3192	古賀市駅東1-1-1	092-942-1119
小竹町	企画調整課	820-1192	鞍手郡小竹町大字勝野3167番地1	0949-62-1214
篠栗町	都市整備課	811-2492	糟屋郡篠栗町中央一丁目1番1号	092-947-1219
志免町	都市整備課	811-2292	糟屋郡志免町志免中央1丁目1番1号	092-935-1099
新宮町	都市整備課	811-0192	糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1-1	092-963-1735
須恵町	都市整備課	811-2193	糟屋郡須恵町大字須恵771番地	092-932-1450
添田町	住環境整備課	824-0691	田川郡添田町大字添田2151番地	0947-82-1235
田川市	都市計画課	825-8501	田川市中央町1番1号	0947-85-7148
太宰府市	都市計画課	818-0198	太宰府市観世音寺1丁目1番1号	092-921-2121
大刀洗町	建設課	830-1298	三井郡大刀洗町大字富多819番地	0942-77-6204
筑後市	都市対策課	833-8601	筑後市大字山ノ井898	0942-65-7029
筑紫野市	都市計画課	818-8686	筑紫野市石崎1丁目1番1号	092-923-1111
築上町	住民生活課	829-0392	築上郡築上町大字椎田891番地2	0930-56-0300
筑前町	都市計画課	838-0298	朝倉郡筑前町篠隈373番地	0946-42-6641
東峰村	農林建設課	838-1792	朝倉郡東峰村大字宝珠山6425 宝珠山庁舎	0946-72-2313
那珂川市	都市計画課	811-1224	那珂川市大字安德702番地1	092-408-7996
中間市	都市計画課	809-8501	中間市中間1丁目1番1号	093-246-6261
直方市	都市計画課	822-8501	直方市殿町7番1号	0949-25-2201
久山町	都市整備課	811-2592	糟屋郡久山町大字久原3632番地	092-976-1111
広川町	建設課	834-0115	八女郡広川町大字新代1804-1	0943-32-1157
福智町	住宅課	822-1201	田川郡福智町金田937番地2	0947-22-7768
福津市	都市計画課	811-3293	福津市中央1丁目1番1号	0940-62-5036
豊前市	都市住宅課	828-8501	豊前市大字吉木955番地	0979-82-1111
水巻町	建設課	807-8501	遠賀郡水巻町頃末北1丁目1番1号	093-201-4321
みやこ町	都市整備課	824-0892	京都郡みやこ町勝山上田960	0930-32-6007
みやま市	都市計画課	835-8601	みやま市瀬高町小川5番地	0944-64-1532
宮若市	建築都市課	823-0011	宮若市宮田29-1	0949-32-0955
宗像市	都市再生課	811-3492	宗像市東郷1-1-1	0940-36-9777
柳川市	都市計画課	832-8601	柳川市本町87-1	0944-77-8552
八女市	建設課	834-8585	八女市本町647番地	0943-24-9456
行橋市	都市政策課	824-8601	行橋市中央1-1-1	0930-25-1111
吉富町	建設課	871-8585	築上郡吉富町大字広津226番地1	0979-24-4073

2-4 標準処理期間

標準処理期間とは、申請が行政庁に到達してから行政庁が当該申請に対する処分を行うまでに、通常要する期間のことです。不備の訂正等に要する期間は含みません。また、標準処理期間の日数は開庁日で計算し、土曜日、日曜日及び祝祭日等は含みません。

標準処理期間は、あくまで標準的な処理期間であり、申請内容等によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合もあります。

余裕をもって申請いただくとともに、必要に応じ事前相談をすることで、円滑に手続きが進むようにご準備ください。

表 2-12 許可申請の標準処理期間

許可申請面積	手続きの種類	標準処理期間		
		(市町村)	(県)	計
5ha未満	盛土又は切土	15日	30日	45 日
	土石の堆積	10日	14日	24 日
5ha以上	盛土又は切土	20日	40日	60 日
	土石の堆積	15日	25日	40 日

2-5 申請手数料

福岡県では、許可等の申請に係る手数料を以下の表のとおり定めています。
 なお、申請の際に県の窓口において、手数料をお支払いいただきます。

支払い方法は、福岡県の領収証紙またはキャッシュレス決済によることとなります。
 キャッシュレス決済の詳細については、福岡県ホームページからご確認ください。

○手数料・使用料納付の際キャッシュレス決済が利用できます(福岡県ホームページ)
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kkaikei-cashless.html>

表 2-13 許可申請手数料

区分	許可申請面積		許可手数料	
			盛土又は切土	土石の堆積
1	500 ㎡以内		¥17,000 円	¥12,000 円
2	500 ㎡超	1,000 ㎡以内	¥30,000 円	¥15,000 円
3	1,000 ㎡超	2,000 ㎡以内	¥42,000 円	¥17,000 円
4	2,000 ㎡超	3,000 ㎡以内	¥62,000 円	¥21,000 円
5	3,000 ㎡超	5,000 ㎡以内	¥72,000 円	¥30,000 円
6	5,000 ㎡超	10,000 ㎡以内	¥98,000 円	¥34,000 円
7	10,000 ㎡超	20,000 ㎡以内	¥150,000 円	¥41,000 円
8	20,000 ㎡超	40,000 ㎡以内	¥240,000 円	¥57,000 円
9	40,000 ㎡超	70,000 ㎡以内	¥370,000 円	¥78,000 円
10	70,000 ㎡超	100,000 ㎡以内	¥530,000 円	¥110,000 円
11	100,000 ㎡超		¥690,000 円	¥140,000 円

表 2-14 中間検査申請手数料

区分	許可申請面積		中間検査手数料
			盛土又は切土
1	500 ㎡以内		¥6,500 円
2	500 ㎡超	1,000 ㎡以内	¥6,500 円
3	1,000 ㎡超	2,000 ㎡以内	¥6,500 円
4	2,000 ㎡超	3,000 ㎡以内	¥6,500 円
5	3,000 ㎡超	5,000 ㎡以内	¥6,500 円
6	5,000 ㎡超	10,000 ㎡以内	¥6,500 円
7	10,000 ㎡超	20,000 ㎡以内	¥6,500 円
8	20,000 ㎡超	40,000 ㎡以内	¥13,000 円
9	40,000 ㎡超	70,000 ㎡以内	¥26,000 円
10	70,000 ㎡超	100,000 ㎡以内	¥45,000 円
11	100,000 ㎡超		¥65,000 円

表 2-15 変更許可申請手数料

変更許可申請手数料	
盛土又は切土	土石の堆積
変更許可申請1件につき、次に掲げる金額を合算した金額。 ただし、その金額が690,000円を超えるときは、 690,000円とする。	変更許可申請1件につき、次に掲げる金額を合算した金額。 ただし、その金額が140,000円を超えるときは、 140,000円とする。
1) 工事の設計の変更 許可申請手数料の1/10の金額	1) 工事の設計の変更 許可申請手数料の1/10の金額
2) 新たな土地の編入に係る変更 増加面積に応じ許可申請手数料に規定する金額	2) 新たな土地の編入に係る変更 増加面積に応じ許可申請手数料に規定する金額
3) その他の変更 10,000円	3) その他の変更 10,000円

表 2-16 諸証明手数料

諸証明手数料
不要証明書 1件当たり 400円

2-6 代理申請を行う場合

申請書の提出を申請者以外が行うときは、委任状(任意様式)が必要です。

行政書士でない方が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することを業とすることは、他の法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、刑事罰が科される場合があります。

2-7 許可・届出情報の公表

許可・届出を行った工事に関する事項を福岡県のホームページで公表するとともに、関係市町村長への通知を行います。

なお、公表期間については、原則として工事完了までとなります。

【公表する事項】

- ① 工事主、工事施行者の氏名又は名称
- ② 工事が施行される土地の位置図
- ③ 工事の許可年月日及び許可番号
- ④ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑤ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑥ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑦ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

【関係条文】

法第 12 条第 4 項、第 21 条第 2 項、第 27 条第 2 項、第 30 条第 4 項、第 40 条第 2 項